

65歳以上の人の 介護保険料決定

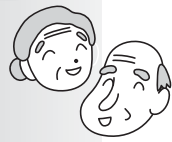
基準月額
3,400円

保険料の設定 基準月額が決まるまで

将来の高齢者人口
高齢化率21%(平成17年度末)

介護サービスの
利用状況や利用傾向、
給付量や給付費等の費用

将来の要介護認定者数
平成17年 1,524人
平成20年推計 1,743人
平成26年推計 2,155人



介護保険サービスにかかる総費用見込み

65歳以上の被保険者負担分19%
改正により負担割合が18%から引き上げ

伊豆の国市の基準月額 3,400円

平成18年~20年度の介護サービスに関する
事業計画で見込まれた費用から基準月額が決
められます。要介護者の増加や65歳以上の被
保険者負担割合の引き上げにより値上げとな
りました。

※介護保険は各市町村が運営するため
サービス内容や高齢者人口の違いに
より、介護保険料も異なります。
静岡県平均 月額3,590円
全国平均 月額4,090円

《18年度の介護保険料》

| 段階 | 保険料 | 段階判定 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 1段階 | 基準額×0.5 月額 1,700円 年額 20,400円 | 老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税世帯非 課税の人 生活保護受給 者 |
| 2段階 | 基準額×0.5 月額 1,700円 年額 20,400円 | 本人の課税年金収入+ 合計所得金額が80万円 以下で世帯全員が住民税 非課税の人 |
| 3段階 | 基準額×0.75 月額 2,550円 年額 30,600円 | 世帯全員が住民税非課 税者で2段階に該当しな い人 |
| 4段階 | 基準額 月額 3,400円 年額 40,800円 | 世帯の誰かに住民税が 課税されているが、本人 は住民税非課税の人 |
| 5段階 | 基準額×1.25 月額 4,250円 年額 51,000円 | 本人が住民税課税で前 年の合計所得金額が200 万円未満の人 |
| 6段階 | 基準額×1.5 月額 5,100円 年額 61,200円 | 本人が住民税課税で前 年の合計所得金額が200 万円以上の人 |

介護保険料の段階がこれまでの五段階から六段階に変わり、高齢化に伴う介護保険給付の増加を踏まえ、介護保険料の見直しが行われました。保険料は介護サービス費用から決められた基準月額をもとに、本人

の前年の合計所得金額や世帯の住民税課税状況により六段階に調整されます。また、今年十月から新たに、遺族年金と障害年金が特別徴収(天引き)の対象になります。

税制改正の介護保険料への影響と激変緩和措置

税制が大きく変わり、65歳以上の人で、今まで非課税の人が年金収入で148万円を超えると住民税を納めるようになります(寡婦・障害者非課税対象者を除く)。本人の所得と本人・世帯の住民税課税状況から保険料段階が算定される介護保険料も影響を受けることになります。税制改正により保険料段階が上がった人には、平成18・19・20年度の3年をかけて段階的に本来の保険料額にする激変緩和措置がとられます。

《緩和措置対象者の18年度の介護保険料》

| 税制改正の影響がない場合の段階 | 影響後 | 税制改正で第4段階になる人 | 税制改正で第5段階になる人 |
|-----------------|-----|---------------|---------------|
| 第1段階 | | 27,300円 | 30,600円 |
| 第2段階 | | 27,300円 | 30,600円 |
| 第3段階 | | 33,800円 | 37,500円 |
| 第4段階 | | - | 44,000円 |

対象 平成17年1月1日の時点で65歳になっている人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人(税法上の経過措置対象者)

問合せ 【賦課・納付に関すること】 国保年金課 電話 055 948 2905
【介護サービス利用に関すること】 高齢者支援課 電話 0558 76 8009

平成17年度の子宮がん・乳がん検診の対象者は「偶数年齢の女性」でしたが、今年からは「偶数年齢の女性」だけでなく「奇数年齢の女性」も対象となります。対象者把握調査で「市の検診を受ける」と答えた人には、検診の案内文と受診票を郵送しました。それ以外で検診を希望する人は、健康づくり課へお申込みください。

| 検診名 | 対象者 | 検診会場 | 検診内容 | 受診方法 | 費用 |
|----------|----------------------------|------------------------------|---|--|----|
| 子宮がん検診 | 20歳以上の女性 | 集団検診(保健センター) 個別検診(指定医療機関) | 子宮頸部の内診、 細胞診 | 郵送された受診票を持って受診してください。詳細は受診票と同封の案内文をご覧ください。 | 無料 |
| 乳がん検診 | 40歳以上の女性 | 集団検診(保健センター) 個別検診(指定医療機関) | 視触診+エコー(超音波) 視触診+マンモグラフィ(乳房を圧迫しX線撮影) | | |
| 骨粗しょう症検診 | 45・55・65歳と20~70歳までの偶数年齢の女性 | 集団検診(保健センター) | 骨定量検査 | | |

実施期間はいずれも集団検診が9月の指定日時、個別検診が8月~平成19年1月の予定。対象者の年齢は平成19年3月31日を基準とする。骨粗しょう症検診は、昨年受けられなかった70歳までの人も受診できます。

若い女性に最も多いがん。性交渉時に感染するヒトパピローマウイルスが原因とされ、性経験がある女性の10~30%の膈内にはこのウイルスが存在していると言われています。早期発見すれば、治る確率も高くなりますが、自覚症状がほとんどなく、症状が出たときには悪化していることが多いので、定期的な検診が大切です。

女性に最も多いがんで、特に40~50歳代の女性に増えています。早期に発見し、治療すれば90%以上が治癒します。個別検診のマンモグラフィは、乳腺密度が低い40歳以上の人、乳房が大きく深部まで超音波が届かない人などに適し、集団検診のエコー(超音波)は、乳腺密度の高い若い人、妊娠中・授乳中の人、乳房の圧迫に耐えられない人に適しています。

自覚症状のある人(乳房にしこりがある・乳頭から出血、膈から不正出血があるなど)は、「市の検診」を待たずに、専門の医療機関で受診することをおすすめします。 申込み・問合せ 健康づくり課 電話 0558 76 8014

手当の受給資格の基準日

毎年7月1日・1月1日(年2回)

支給額 1回当り60,000円

支給対象 次の~に該当する要介護者と6カ月間以上同居し、生計を同じくしている介護者

基準日の6カ月前より伊豆の国市に在住している人
介護保険制度の要介護認定が、基準日前6カ月間継続して要介護3~5に該当していると認められた、またはそれに相当する寝たきりや認知症の入院・施設入所・短期入所等の日数が、基準日前6カ月間に45日以下の人

7月1日の基準日に、対象となると思われる人にすでに通知を出しました。下記により、手続きしてください。7月に入っても通知が来ない人は、ご連絡ください。

申請場所 高齢者支援課(大仁庁舎) 伊豆長岡・葦山庁舎市民サービス課
(受付時間 月~金曜日8:30~17:15 木曜日は19:00まで延長)

申請期間 7月3日(月)~7月31日(月)

持ち物 印鑑・振込先の通帳・申請書(申請書の送付があった人のみ)

女性の皆さん
受診しましょう!

子宮がん検診
乳がん検診
骨粗しょう症検診

介護手当の支給
年一回に

市では要介護者を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらう「介護手当」を支給しています。平成18年度より、支給方法が変わります。

問合せ 高齢者支援課
電話 0558 76 8011